

平成27年度第3回（第31回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成27年9月29日（火） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/27 件	審査対象： 平成27年度第1四半期
一般競争方式（上記以外）	1/113 件	
指名競争方式	0/10 件	
企画競争に基づく随意契約方式	1/82 件	
公募に基づく随意契約方式	2/30 件	
その他の随意契約方式	4/174 件	
合計	436 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし。）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし。）</p> <p>3. 再度入札における一位不働状況 （特段の意見等なし。）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 ○「情報公開事務支援システム開発」業務委嘱は、その後、本件開発に関連した新たな調達案件が見込まれるのか。また、本件契約事業者は、その後の関連調達案件を見込んで安価な受注を行ったものか。</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①－13 「外務本省庁舎用のガス供給」業務委嘱（一般競争入札：政府調達） ○本契約は、共同調達案件に該当しないか。 ○他の官公庁において、他の事業者とガス供給契約を締結している事例はあるか。</p> <p>①－22 「業務系共通プラットフォーム運用管理」業務委嘱（一般競争入札：政府調達） ○予定価格の算出根拠及び適切性は如何。</p> <p>②－107 「在外公館用金屏風」の購入（一般競争入札） ○本契約において、本金平押と洋金平押の2種</p>	<p>●本件は新たな調達が見込まれている案件ではない。このため、本件開発に関連した新たな調達案件を見越して本件契約事業者が受注したのではない。</p> <p>●共同調達には該当しない。</p> <p>●外務省に比して年間使用量の多い官公庁が他の事業者と契約を締結している事例は存在すると拝聞するが、外務本省庁舎における年間使用量では本件契約事業者以外の参入は難しいのではないかと考えられる。</p> <p>●複数事業者より参考見積を入手し、CIO補佐官の意見を踏まえた上で算出しており、適正であると考えます。</p> <p>●金屏風の素材の違いによるグレードの違いで</p>

委 員	外 務 省
<p>類の金屏風が存在するが、この相違は何か。</p> <p>○予定価格算出根拠では、金屏風の種類によっては最安価格を提示している事業者も存在するが、分割して購入する方法により、より安価に調達することは出来なかったのか。</p> <p>○インターネットにおいて金屏風は購入可能と思われるが如何。</p>	<p>あり、一般に本金平押の方が上とされている。なお、平成20年度までは一番高い本金絹地を購入していたが、平成21年度より、経費節減のため格下の本金平押を購入配備している。</p> <p>●一般的には一括調達した方が総額で安価となる。なお、分割購入した場合、少額随意契約となるため競争性を保つためにも一括調達とした。</p> <p>●インターネットにて販売している事業者が入札に参加するか、また入札参加のための競争参加資格に合致するか疑問が残る。</p>
<p>⑥-142「海上外交貨物の発送」業務委嘱(随意契約)</p> <p>○昨年度に比して予定価格は上昇しているか。</p> <p>○海上輸送費各公館内訳によれば、一部公館分は、他の公館に比して高額であるが、この理由は何か。</p> <p>○当初入札が3月18日となっている。当初入札が不調となり、再度入札手続きを行うこととなった場合、年度当初から事業を開始出来ない可能性が残るが、もう少し早めに入札手続きを出来ないか。</p>	<p>●以前の入札の際の予定価格や参考見積を踏まえて予定価格を算出している。なお、円安傾向にあることもあり、昨年度より予定価格は上昇している。</p> <p>●入札は総価で行っていることもあり、国毎に単価の制限を設けることが出来ない事情がある。特殊な対応が必要であったものと思われる。</p> <p>●可能な限り早めに入札準備に着手しているが、仕様書の設定や予定価格の設定のための参考見積の入手等、入札準備には多種多様な作業があり時間を要さざるを得ない。</p>
<p>⑥-1「在外公館専門調査員派遣」業務委嘱(随意契約)</p> <p>○本契約において契約事業者の手数料は存在するか。</p> <p>○特定事項における調査研究の場合、2年未満で終了可能な業務も存在するのではないか。</p>	<p>●運営管理費の一部が契約事業者の手数料である。</p> <p>●専門調査員は各々の担当分野について2年間の任期にわたって調査研究に従事する契約となっている。</p>

委 員	外 務 省
<p>○調査研究であれば、外務省の指揮命令系統には入らないと思われるところ、従来の委嘱方式から労働者派遣法に基づく派遣方式へ変更する必要はあったのか。</p> <p>○来年度以降も随意契約となるのか。</p> <p>○専門調査員の全てのポストを同じ時期に派遣するのか。</p>	<p>●派遣先の在外公館長が派遣先責任者となり、その指揮命令下に入る。担当分野を所掌する在外公館の一担当官として、在外公館における通常業務にも従事している。</p> <p>●専門調査員の任期は2年間である。昨年度の契約において派遣された専門調査員の2年目は随意契約方式とせざるを得ないが、2年間の任期が終了した専門調査員ポストについては新たに企画競争にて調達を行うこととなる。</p> <p>●派遣時期は各ポストによって異なるため、専門調査員の全ポストを同一時期に派遣する形とはなっていない。</p>
<p>⑤-1 「領事業務情報システム保守」業務委嘱（公募）</p> <p>○旅券システム、査証システム、統合基盤は、全て同一事業者と契約を締結しているのか。</p> <p>○来年度においても、同様な業務委嘱を継続していくのか。</p> <p>○領事システムの最適化は、今後、政府共通プラットフォームへ統合されるのか。</p> <p>○共通プラットフォームに統合する際、事業者の知的財産権を理由とした課題や費用の発生は存在するのか。</p>	<p>●旅券システム及び統合基盤は同一事業者であるが、査証システムは他の事業者である。</p> <p>●保守業務については、既に開発されたシステムのメンテナンスの一部となるため継続的な業務委嘱となる。但し、複数存在するシステムを統合することにより、節減効果が見込まれると考える。</p> <p>●政府共通プラットフォームへの統合を予定しているが、統合による効果等を今後さらに確認していく必要がある。</p> <p>●開発したアプリケーション、ソフトウェアは、外務省側に権利があり、メンテナンス等も外務省で継続していくことになるが、システム運用面では、共通プラットフォーム側の保守事業者と担当部分を切り分けて運用することになると考えられる。</p>
<p>⑤-5 「国・公費等訪日接遇（歓迎行事式典準備及び国旗等保管管理）」業務委嘱（公募）</p> <p>○契約事業者以外に、本件事情を履行できる事</p>	<p>●複数の事業者にも周知の上、説明会を開催し、</p>

委 員	外 務 省
<p>業者は存在しないか。</p> <p>○契約事業者に対しては、外務省が所有する国旗の保管管理業務を委嘱しているという理解でよいか。</p> <p>○契約事業者に保険への加入を義務づけているか。</p> <p>○契約事業者の業種は何か。</p> <p>⑥－１７０「ニジェール大統領一行接遇経費（宿舎等契約）」（随意契約）</p> <p>○公式随員数は、外務省側で決定しているのか。</p> <p>○契約事業者が用意する賓客室はどのように決定するのか。</p> <p>④－２７「中国若手行政官等長期育成支援」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○合格基準点は何点か。また、合格基準点の設定理由は如何。</p> <p>○一者応募となったため、事業者の比較は困難と思われるが如何。</p> <p>○中国側の官公庁毎に参加人数枠を設けているのか。また、どのような官公庁から参加しているのか。</p>	<p>説明会には他の事業者の参加も得られたが、特に国旗、歓迎式典といった我が国の重要な接遇行事に関わることもあるためか、応札には契約事業者以外参加しなかった。</p> <p>●国・公賓等の訪日の決定は短期間に急遽決定することもあり、このような事態においても迅速に対応できるよう外務省が所有する国旗の保管管理を委嘱している。</p> <p>●保険加入義務は課していない。契約の中では、保険加入を義務づけることは難しい。</p> <p>●物流会社である。</p> <p>●スキーム毎に日本側が経費を負担する人数（上限）を設けている。</p> <p>●相手国政府側の要望に基づくものである。なお、費用面においては、鋭意、事業者と交渉し、経費節減に努めている。</p> <p>●合格基準点は、１人あたり１００点満点中６０点である。合格基準点の設定については、効果的なプログラムを組み立てる能力や中国側との円滑な連絡調整能力等、本事業の実施に求められる様々な能力を勘案した上で設定している。</p> <p>●説明会には他の事業者の参加が得られたが、留学先大学との調整等、幅広い業務が求められ、実際にはノウハウを持った事業者が少なく、結果として一者応募となったものである。</p> <p>●官公庁毎に参加枠は定めておらず、本事業の対象分野である法律、経済、公共政策、経営、国際関係分野において幅広く優秀な人材が参加している。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥－１８「海外向け政策論調発信ウェブ誌（英語及び中国語）の制作・運営及び管理」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○契約事業者が著作権処理を行っているのか。また、契約事業者との契約が終了した場合、コンテンツは閉鎖されるのか。</p> <p>○閲覧者数の状況は如何か。</p>	<p>●契約事業者が著作権処理を行っている。現契約事業者との契約が終了し、契約事業者が変わっても、コンテンツは次の契約事業者に引き継がれる。</p> <p>●平成２５年度は約５００万ＰＶ強のアクセス数が、平成２６年度は約７５０万ＰＶのアクセス数があり、平成２７年度においては更に約２００万ＰＶのアクセス増となる９００万ＰＶのアクセス数を超えると予想している。</p>